特集　地域の安心を支える 民生委員・児童委員

問 社会福祉課 ㊎ 2137

民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。
住民の立場から地域を見守り、生活の困り事や福祉サービスの案内など、皆さんの身近な相談相手となって行政や専門機関を案内する「地域福祉のつなぎ役」として活動しています。
地方公務員ですが、給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています（任期は３年、再任可）。
また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

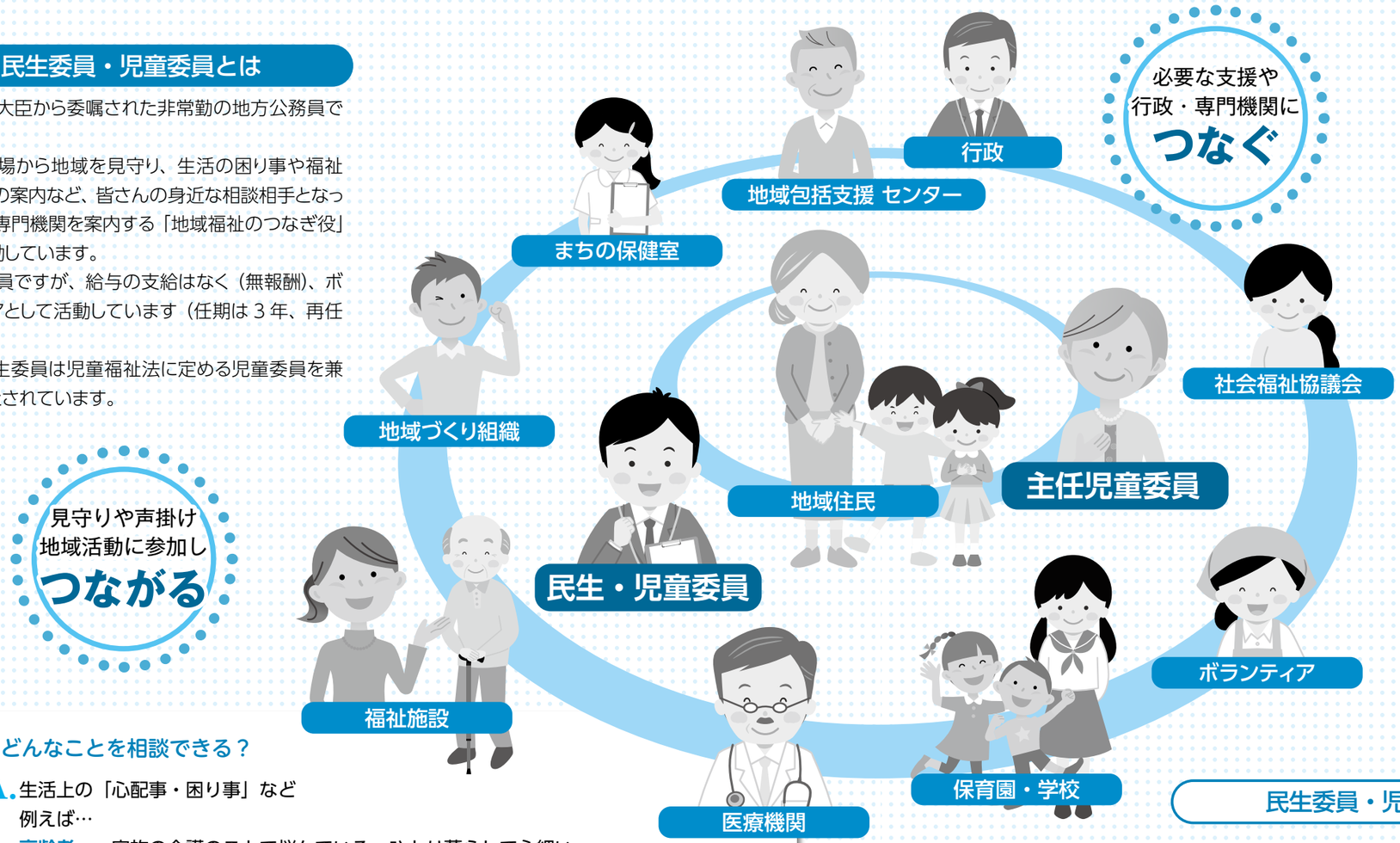

主任児童委員とは

こどもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。相談内容に応じて、相談者の地区を担当する民生委員・児童委員や行政・学校などと連携を図り、こどもたちの健やかな成長と子育て家庭への支援に取り組んでいます。
町では、毎年町立小中学校と「学校と主任児童委員との情報交換会」を実施しており、こどもたちの現状を把握し、学校との連携・協力体制を深め、こどもたちの見守り支援を行っています。



もっと教えて! Q&A

Q1. どんなことを相談できる？

A. 生活上の「心配事・困り事」など
例えば…
高齢者……家族の介護のことで悩んでいる、ひとり暮らしで心細い
こども……いじめや不登校が心配、子育てに役立つ情報を知りたい
生活全般…悪徳商法かもしれないと不安、経済的に生活が苦しくて困っている

Q2. 秘密がもれないか心配…

A. 守秘義務を順守します。
民生委員・児童委員は活動上知り得た情報に守秘義務が課せられています。委員退任後も同様です。

Q3. 病院の付き添いや身の回りのことをお願いできる？

A. 直接的な生活支援（付き添い、掃除、買い物、料理、ごみ出しなど）や法的・私的な責任を伴う対応（ご近所トラブルの仲裁、保証人になること）はできません。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動

